

財団法人交流協会と亜東関係協会
との間の郵便物の特別取扱いに関
する取決め

財団法人交流協会と亜東関係協会
との間の郵便物の特別取扱いに関
する取決め

財団法人交流協会と亜東関係協会は、1972年
12月26日に締結した「財団法人交流協会と亜東
関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決
め」の第3項(4)に関連し、現在の郵便関係が今後も
より一層円滑に運用されることを希望し、そのため
には郵便物の特別取扱いが実施されることが有意義
であると認めるので、次に掲げる事項について必要
な関係当局の同意が得られるよう相互に協力するこ
とを合意した。

第一条 この取決めにいう郵便物の特別取扱いとは、
予め設定された時刻に、一定の条件のもとで
差し出された航空郵便物を指定の航空便で運
送し、予め設定された配達時刻までに配達す
る郵便物の取扱いをいう。この取扱いに係る

郵便物（以下「郵便物」という）は「国際ビジネス郵便物」（中国語では「快捷郵件」）と称する。

第二条 郵便物の引受条件については、別途双方の間で協議する。

第三条 郵便物の料金は、それぞれの関係当局が、郵便物の取扱いに係る費用を参酌して定める。前納された郵便料金は、これを徴収した関係当局が収得する。

第四条 郵便物の取扱いを行う郵便局は、相互に指定する郵便局とし、到着郵便物は、これらの局から名あて人に交付する。

第五条 この取決めに明文の定めのない事項については、一般の外国郵便の郵便物の場合と同様とする。

第六条 この取決めの円滑な実施のために特に必要と認められる場合には、双方は、所要の調整

が図られるよう協議し、必要に応じこの取決
めを修正する。

第七条 この取決めは、1981年3月20日に効
力を生じ、いずれか一方の協会がこの取決め
を終了させる意思を他方の協会に通告する場
合には、当該他方の協会がその通告を受領し
た日の後90日で終了する。

本取決めは、日本語及び中国語により作成し、双
方の代表は、以上の証拠として1981年3月18
日台北において、これに署名した。

財団法人交流協会代表

野崎光明

亜東関係協会代表

張研田